

平成23年6月 定例会（第2回）会議録（抜粋）

◆24番（小川利枝子君） 皆様、おはようございます。公明党を代表し、通告に従いまして一般質問いたします。

最初に、去る3月11日に発生いたしました東日本大震災による被害を受けられた皆様の御健康、そして復興を願い、心からお見舞い申し上げます。

この議会の場において、多くの議員が市民の代弁者として、このたびの震災についてさまざまな角度から意見や要望を出されることと思います。それは、言うまでもなく私どもの習志野市も被災地であるからでございます。私も、そのことを一議員として肝に銘じ、一日も早い復旧と、これからの安全、そして安全な暮らしの確保に向けて最善を尽くしてまいり所存でございます。

さて、このたびの震災が想定外の規模であり、想像以上の被害をもたらしたことは、多くの方が認めるところでございます。したがって、マスメディアの切り口は地震予知から防災対策、さらには放射能汚染や風評被害までと多岐にわたり、連日報道番組等をにぎわしております。そのような時世にあつて、私は一つの言葉が気になっております。それは、子どもでございます。

今回の震災で子どもたちも大きな被害を受けました。子どもが日中の大半を過ごす学校も津波による浸水や水没などによって大きな打撃を受けました。その学校で津波に巻き込まれて命を落とした子どもや、下校途中に保護者と一緒に津波被害に遭った子どもも多数おります。子どもたちは心の動揺を抑えながら避難所で日々の出来事をまとめた新聞を発行したり、自主的に避難所の作業を手伝うグループをつくるなど、毎日を精いっぱい生きております。このけなげな子どもの姿から勇気をもった人も少なくないはずでございます。子どもたちが一日でも早く穏やかな生活を取り戻せるよう、社会が一丸となって取り組む必要がございます。

さて、地震直後は避難、誘導などの防災面での整備やフラッシュバックなどへの心理的なケアが、その後は子育て環境の再整備や放射能汚染からの回避などが次世代を担う子どもをという視点から論じられております。事実、保護者や専門家と称される方々のインタビューなどを耳にしない日はないと言っても過言ではございません。また、このことは、一部のメディアではございますが、発達障害を初めとする障害児にもスポットを当てることになりました。不測の事態においてみずからを守るといった行動がとれない、集団生活を余儀なくされる避難所など環境変化に対応できない、保護者の死去に伴い生活の支えがなくなる、これらはほんの一例ではございますが、災害に限らず、いつ何時何が起こってもおかしくないことでございます。そのことから、彼らもほかの子どもと同様、社会的な自立が重要であり、それが究極の目標であることを改めて痛感させられました。

子どもは、障害の有無にかかわらず、今に学び未来を担う希望の宝でございます。その点から申し上げ、本市の次世代育成支援対策行動計画は、地域の実情に根差した社会的な自立の道筋を示したものであり、荒木市政が掲げた子育て日本一の貴重な財産でございます。宮本市長は、荒木市政において、この子育て支援を私どもと同様、一議員として検証し、多くの市民の代弁者として支持してまいりました。今、時代は宮本市政に移りました。宮本市長みずからが公言されておりますように、さまざまな施策は新体制による検証、見直しはあったといたしましても、基本的には継承するものにとらえております。

そこで、質問の1点目は、本市の子育て支援について、荒木前市長から何を引き継ぎ、それを踏まえてどのような施策を展開しようとしているのかお尋ねいたします。

次に、2点目は、同じ子育て支援につきましても、視点を教育に移し、確認させていただきます。
これまでのゆとり教育の評価につきましても、ここでは触れませんが、国際的な学力の低下が一因となって、義務教育における教育課程が見直され、本年度より新たな学習指導要領が適用されることとなりましたことは、多くの方々が知るところでございます。その内容は、授業数や学習内容の増加など、学校経営に直接影響を及ぼすものであり、きっと本市教育委員会も教育を取り巻く社会情勢の変化とあわせ、この新年度を円滑に迎えることができるよう、さまざまな対応を講じられてきたものと察します。

そこで、これからの習志野市の子どもたちの教育について、宮本市長と何を語り合い、どのような施策を展開しようとしているのかお尋ねいたします。特に、これまで私が取り組んでまいりました発達障害児への支援を含む障害児教育について御答弁の中で触れていただければ幸いです。

質問の最後、3点目として、人事管理と組織についてお尋ねいたします。

私は、これまで行政運営、特に保健福祉部や教育の分野において人は大変重要な要素であることを指摘してまいりました。特に、保健師を初めとする医療専門職の層の厚さには、私は一定の評価をいたしております。しかし、今は行政改革や定員管理といった施政方針のもと、人事に聖域がないことを私は否定いたしません。それは時代の要請であり、むしろ今いる人材の活用、これからの人材育成などに人事管理の視点をシフトすべきであると考えております。

そこで、そのような視点から、人、すなわち職員のあり方について、荒木前市長から何を引き継ぎ、今後の市政運営においてどのような方針で臨むのかお尋ねいたします。

以上で第1回目の質問を終わります。

◎市長(宮本泰介君) おはようございます。本日もよろしくお願ひ申し上げます。

小川利枝子議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

なお、教育委員会が所管の問題につきましては、教育長から答弁をいたさせます。よろしくお願ひいたします。

それでは、質問の1点目、子育て支援について、今後における本市の取り組みについて、次世代育成支援対策行動計画を初めとする本市の子育て支援について、荒木前市長から何を引き継ぎ、それを踏まえてどのような施策を展開しようとしているのかお答え申し上げます。

荒木前市長が在任された時代は、経済・社会情勢は大きく変動し、子どもやその家庭にも大きな影響、変化を与えた時代であったと思います。経済は長い低迷を続け、社会では人間関係が希薄化する中で、家庭では核家族化と少子化傾向が強まり、子どもとその親が地域社会の中で孤立化して子育てに不安や負担感を抱き、近年では親による子どもへの虐待も社会問題化しているところがあります。その一方で、保育需要は増大し、いわゆる待機児童の発生が続くようになって、子育てをする環境は厳しい状況にあると認識しております。また、子育て支援を行う行政自体も、財政難、公共施設の老朽化、そして国の行財政改革に伴う制度改正の中で、従前のあり方を継続するだけでは、拡大し変化する子育て支援需要にこたえる体制を維持できないことも見えるようになりました。

こうした状況の中、荒木市政では平成16年度にこども部を創設して一元的な施策の実行体制を整備いたしました。そこでは、本市が長年培ってきた保育、幼児教育を効率的かつ的確に生かす

幼保一元化を実現化した東習志野こども園を開園させ、現在では2園目の杉の子こども園の建設に着手しております。また、民間のすぐれたノウハウを活用して私立のかすみ保育園の誘致も行われました。そして、現在、平成21年度に策定されたこども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画に基づいて、若松保育所と袖ヶ浦第二保育所の私立化を進めており、先般、運営を行う予定の社会福祉法人が決定し、今後の移行に向けて準備を進めているところであります。

一方、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画は、いわば習志野市の子ども施策の体系図とも言えるものであり、子育て・子育てを地域(みんな)で支えるまち習志野を基本理念に、さきに述べました本市の子どもとその家庭をめぐる状況に対応すべく、さまざまな子育て施策の展開を位置づけているものであります。こうした施策の取り組みの中で、近年特に進めているのが、発達に障害や不安を抱える子どもの健やかな成長と親の子育てを支援する発達支援の取り組みであります。この取り組みは、子どもの成長にあわせて幼稚園・保育所から小学校などの学齢期へと引き継いでいくもので、こども部、教育委員会、そして保健福祉部の連携事業として進めているところであります。

以上は荒木市政における子ども施策の概略を私なりに総括したものであります。これらの取り組みは子育て支援日本一を標榜して市政運営に当たられた業績として高く評価しております。私も、この子ども施策、子育て支援に関する荒木市政の方向性を基本的に継承し、社会の変化への柔軟な対応やこども園などの時代を先取りした取り組みについては、その姿勢を引き継ぎたいと考えております。子育て支援は、子ども自身に対する見守りや援助はもちろん大切ですが、その子どもが育つ家庭、親への支援も非常に重要であり、子どもと親双方への目配りがきいた支援ができてこそ、適切な子育て支援体制ということになると考えております。また、子育て支援を展開するに当たり、子どもや親がよりよく健やかに発達、成長できることを地域社会や行政が多方面からサポートする、そのような姿勢を基本としてまいります。

いずれにいたしましても、荒木市政の子育て支援の取り組みを基本的に継承しつつ、子どもとその親への共感を大切にしながら相互の信頼を築き、子どもの希望に満ちた未来形成へ貢献できるよう努めてまいります。

続きまして、人事管理と組織について、今後における本市の取り組みについて、行政運営、特に保健福祉や教育分野において人事管理と組織についてお答えいたします。

組織体制の見直しにつきましては、常に市民のニーズ、時代の変化に対応し、将来の課題を的確にとらえた施策の実現に向け、あわせてそれに効率的に対応するための組織変革ビジョンを描かなければならないと認識しております。このような中で、保健福祉分野の組織体制の見直しとして、超高齢社会に対応するため、本年4月1日より各ヘルスステーションに一部分散していた介護保険業務について、介護保険課への一元化がなされております。今回の取り組みにより、市民の皆様にとってわかりやすく、利用しやすい組織となり、また行政としてもより効率的な組織体制を構築することができていると考えております。さらに、介護保険課への業務集約により、ヘルスステーションにおいても医療専門職が訪問等の現場業務に専念できる環境の整備が一步進んだものと認識しております。2カ月余りが経過いたしました現在、介護保険業務の新たな体制については、窓口変更に伴う混乱もなく、おおむねスムーズに移行することができたものと認識しております。

加えて、ヘルスステーションでは地域に密着した乳児から高齢者までの地域保健サービスをより

機動的に展開することが可能となりました。小川議員が従前から高い関心をお持ちになっておられます医療専門職の活躍につきましては、私もその専門性を最大限発揮することが可能な体制をつくる必要があると考えております。ヘルステーションにおける地域保健活動は、成人・高齢者保健事業、母子保健事業、健康づくり事業、歯科保健事業、食の指導者など多岐にわたっておりますが、特に乳幼児が心身ともに健やかに育つことができるよう、虐待防止の視点を含めた妊婦・乳幼児の健康診査や訪問指導による母子保健活動の重要性は、昨今ますます高まってきております。

また、少子化が進み、地域との交流が希薄になる中で、家庭における子育て力の低下が指摘されていることから、専門職による妊娠期から子育ての時期までの個々の状況に応じた親子の支援体制を充実させ、育児不安の軽減や虐待の予防を推進することが求められております。そこで、母子等に対する保健活動をさらに効果的、機動的なものにしていくためにも、保健師等の医療専門職の専門性を十分に活用していく必要があると認識しております。こうした人事管理、組織機構の大切さにつきましては、私も12年間市議会議員という立場で活動する中で十分感じていたことであります。

また、荒木前市長からも、行政改革や定員管理という時代の流れの中で、限られた職員数ではありますが、職員一人一人の能力を十分に発揮し、さらに市民サービスの向上を図ることができる体制づくりに取り組むよう引き継いでおります。現在、新たな行政課題への対応や行政組織の効率化等について、来年、平成24年4月に向けた新たな組織体制の構築を検討しているところですが、その中では、こうした保健医療、建築土木を初めとした専門職の能力が十分に発揮できる組織体制について、さらに研究を重ね、取り組んでまいりたいと考えております。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。お聞き苦しい点、大変失礼いたしました。

◎教育長(植松榮人君) はい。それでは、小川議員の一般質問、子育て支援について、2番になります、今後における教育委員会の取り組みについて、本年度より新たな学習指導要領が適用されるなど、教育現場も時勢を反映してさまざまな変化が生じている中、本市の子育て支援についての宮本新市長との話し合いがなされたものと察するが、それを踏まえてどのような施策を展開しようとしているのかという御質問にお答えをさせていただきます。

今回改訂された新学習指導要領は、小学校では本年、平成23年度から完全実施となり、来年度、平成24年度からは中学校でも完全実施となります。改訂においては、これまでの理念を継承し、生きる力をより一層はぐくみ、知識、技能の習得と思考力、判断力、表現力などのバランス、道徳教育や体育などの充実による豊かな心や健やかな体の育成を目指しております。特別支援教育においては、障害の重度・重複化、多様化への対応、一人一人に応じた指導の充実、交流及び共同学習の推進などを目指しております。これらを受け、県教育委員会でも重点施策の中で一人一人の特性に目を向けた特別支援教育の推進を掲げております。本市におきましても、新市長の所信表明において、すぐれた教育、文化、芸術のまちづくりを掲げ、その中で、障害のある子ども一人一人に配慮した特別支援教育の推進とありましたように、特別支援教育は本市の重要施策として私ども教育委員会とともに共通確認しているところであります。

授業時間数の増加とともに、学習内容もふえ、交流教育などの時間がとれなくなってしまうのではないかと考えられますが、教育委員会といたしましては、交流教育の重要性を認識し、推進して

まいりたいと考えております。さまざまな学習場面において個々に応じた交流教育などが実践可能となるためには、教員の意識を高めるとともに、校内の協力体制を高めていかなければならないと感じております。5月25日に市内小中学校の知的障害特別支援学級の児童・生徒が香澄小学校に集まり、新入生歓迎スポーツ交歓会が行われ、参加をさせていただきました。児童・生徒一人一人が生き生きと活躍している姿や会場全体の温かな雰囲気感動を覚え、学びの積み重ねの大切さや児童・生徒一人一人に焦点を当てて自立を促す支援・指導に努めなければならないと、改めて感じたところでございます。

新学習指導要領の完全実施においても、これまでの施策を引き継ぎながら、個々の障害に応じた指導計画の活用や教員研修の充実、教育相談一元化による早期からの就学相談の実施など、今後も引き続き教育現場との連携、指導・支援に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、1回目の答弁といたします。

◆24番(小川利枝子君) はい。市長、そして教育長、御答弁ありがとうございました。ただいまの御答弁から、両者がひざを交えながら、これからの本市の子育て支援について、子どもの将来について語られたものと察します。ありがとうございます。

それでは、順を追って再質問させていただきます。

まず、(仮称)発達相談センターの推進状況についてお伺いいたします。

本市の次世代育成支援対策行動計画には、先ほどの市長答弁にもございましたように、子育てにおける方向性と、それを推し進めるさまざまな施策を明記しております。その中であって、(仮称)発達相談センターは、宮本市長が今後テープカットをする注目すべき施設でございます。そのテープカットまででございますが、いよいよ9カ月余りとなりました。以前、この議会の場におきまして、箱物行政との批判をぜひ浴びないでいただきたいと、このように指摘をさせていただき、まずはソフト面である特に人と内容の充実、これを推し進めていただきたいということを確認し、また当局のほうからその旨、確認をさせていただきました。人材確保や、それから設置管理条例の制定など考慮いたしますと、残りは9カ月余りではないと思います。今すぐにでも市民に対して、この方向性を示さなければならない事項も多々ございます。

そこで、いま一度、ここで改めて(仮称)発達相談センターの基本的な機能について御説明、よろしくお伺いいたします。

◎保健福祉部長(山下みち子君) はい。(仮称)発達相談センターの基本的な機能についてお答えいたします。

発達相談センターは、さまざまな発達上の課題のある子どもが地域で安心して成長、発達できるように早期の発達支援を図るとともに、ライフサイクルに応じて一貫した支援を提供できる環境を実現する中核的な施設として、幼児言語療法施設ひまわり学園の機能を再編、拡充し、現在、市内秋津で建設が進行しております新総合福祉ゾーン複合施設に平成24年4月に開設するものでございます。

この発達相談センターの基本的な機能といたしましては、相談、支援、人材育成という3つの柱を置いております。

1つ目の相談機能は、センターの中心的な役割として位置づけており、心身ともに大きな成長期である義務教育期間の地域生活をサポートするため、中学生までを対象として発達に関する不安

や悩みを気軽に相談できるものといいたします。

2つ目の支援の機能は、就学前の児童を対象に個別支援計画を機軸とした適切な支援や、必要に応じた指導や訓練の実施、また月1回程度の就学前施設への巡回相談を実施する予定でございます。

3つ目の人材育成の機能は、市全体の発達支援に対する質的向上を図るため、市のさまざまな支援機関や関係者を対象とした基礎的研修や、子どもに対する支援を総合的に調整できるコーディネーターを育てるための体系的な研修及び発達支援に関する情報収集を担うものでございます。以上でございます。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。ただいまの御説明によりますと、相談は中学生まで、支援は就学前、つまり乳幼児のみ、ただし月1回程度の巡回指導を行っていく、そして人材育成を担っていく。ただいまの御答弁で、恐らく発達に何らかの課題をお持ちになるお子さんの保護者や御家族、さらには福祉や教育に携わる方々がこれまで抱えていたさまざまな思いがここで整理ができたことと、そのように思っております。

これまでの検討過程では、高校生まで利用できるとか、それから小学生に対する指導もある、巡回指導もそうですね。そういうことも行うなど大変期待を抱かせていた、こういうことは否定できない、このように思っております。したがって、先ほどの基本的な3つの機能を聞いた関係者の複雑な心情、こういうものを推してはかるものがございますが、まずはこの点につきまして素直に受け入れていこうと、このように思っております。ただ、正直なところ、もっと慎重な姿勢で情報提供、こういうものが必要であったのではないかなと私は思います。

そこで、改めての確認でございますが、(仮称)発達相談センターと義務教育就学後の窓口となります総合教育センターですね、この2つの関係について、ここ、大変重要になってまいります。その関係について伺いいたします。

◎保健福祉部長(山下みち子君) はい。総合教育センターとの関連性でございますが、先ほど御答弁申し上げました発達相談センターの基本的な機能であります相談、支援、人材育成という3つの柱の中でも、1つ目の相談機能と2つ目の支援の機能においては、いずれも就学前から学齢期へと一貫性を保ちつつ引き継いでいかなければならないことから、発達相談センターでは現在も就学児童の就学支援を担っている総合教育センターとの十分な連携と相互補完が必要であると認識しているところでございます。以上でございます。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。ぜひ相互の連携を密にさせていただきたい。まず、ここが一番のポイントであると思っております。

いよいよ総合教育センターのほうの一元化も始まる中で、来年が本格、今試行の中でやっておりますけれども、今そこに向けて頑張ってくださいしているところでございます。また、24年度は発達相談センターもいよいよ、これはもう何年も前から決められながら進めているところでございます。いよいよあと9カ月残す、この中で、今の現状というものをもう少し大きく目を見開いて、大変なことなんだという認識をやはりしっかりと、まず所管である保健福祉部、また部長にもしっかりと担っていただきながら、お願いしたい、このように思っているところでございます。

いずれにいたしましても、ぜひ相互の連携を密にしながら、本市の子育て支援における相談や指導の連続性ですね。途切れないように、この連続性を今図っているわけですから、この連続性

が保てるように、連携の強化を要望しておきます。

そこで、(仮称)発達相談センターの機能はもちろんですが、先ほどの他機関との連携強化などに向けた今後の取り組みですね。この取り組みについて、本市の発達支援施策の企画・立案体制といった大きな視点から御説明をよろしくお願いいたします。

◎保健福祉部長(山下みち子君) はい。発達相談センターの機能を初めといたしました本市の発達支援施策の企画・立案ということにつきましては、まず庁内の横断的な組織として、関係部署の主査級以上の職員で構成し、施策の立案、具体的な実施方法等を検討する発達支援サポートネットワーク会議、そして関係部の次長、課長により施策の調整・決定を担う発達支援施策検討会議、そして、さらに専門的な知識を有する外部委員で構成しております発達支援システム等検討協議会という3つの組織によって推進しております。

これらのうち、サポートネットワーク会議は主に保育・教育の現場の立場から、発達に課題を持つ子どもの相談支援体制や個別支援計画の作成・運用等に係る調査・研究並びに施策の提案を行う役割を担っております。

また、発達支援施策検討会議は、サポートネットワーク会議や発達支援システム等検討協議会からの提案を受け、関係部署との連絡調整を進めながら、本市の発達支援施策を総合的に推進する役割を担っております。

さらに、6名の外部専門委員で構成されております発達支援システム等検討協議会は、本市の教育相談支援体制や個別支援計画の策定及び運用に関する諮問機関として、専門的な見地から市の発達支援施策の方向性や考え方を示していただく役割をお願いしているところでございます。このたび、このシステム等検討協議会からは、現在までの協議内容をまとめた中間報告書が市に提出されたところでございます。以上でございます。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございます。今進めておりますこの(仮称)発達相談センターでございますが、これは本市が市立病院を建設していく、開設していく、このぐらいの思いで開設を目指しているものと私、また保護者を初め関係者の皆様は認識をして、今まで本当にこの問題に対して真剣に指摘をさせていただきながら、ともに取り組んできたという、このような思いを持っております。ですから、庁内全体として、本当に同じ思いで進めていく、これがなければ平成24年度4月のオープンは……。という、今、「……」と、声にならなくなりましたが、そのぐらいの思いでおります。そういう中で、現在3つの組織がそれぞれの役割をもとに検討を進めている、このことが確認できたこと、大変うれしく、また期待をしていきたい、このように思っております。

ただ、今の部長の御答弁にございましたように、それぞれの役割、それをしっかり担いながら、検討、協議を重ねていただきたい。そして、本市にふさわしい、また、かつ実効性、この実効性を伴った施策を創造される、このことを強く求め期待をさせていただきたいと思っております。

ここで、以前も確認させていただきましたが、ただいまの御答弁の最後にございました発達支援システム等検討協議会、これは私もほとんど傍聴させていただいておりますけれども、この中間報告につきまして、今回提出されたということでございますが、この内容について、いま一度御説明願います。

◎保健福祉部長(山下みち子君) はい。発達支援システム等検討協議会から市に提出されました中間報告書でございますが、本市の発達支援施策に対する貴重な提言が示されております。そ

れは、1つ、住みなれた地域の中で子どもたちが個別支援計画に基づく一貫性ある支援を受けることができるネットワークを構築すべきことであること。1つ、地域における支援が十分機能するために、市のさまざまな支援機関や関係者の資質を高める体系的な研修システムを構築すべきであるということ。1つ、発達相談センターにおいては、保護者や家族の思いに寄り添いつつ、相談の受理から地域への巡回、支援方針の決定等の機能を十分発揮するために必要な専門職として心理判定員、言語聴覚士、社会福祉士等19名程度の配置が望まれるとの御意見でございます。

本市といたしましては、このような中間報告の御意見を踏まえ、平成24年度の発達相談センター開設に向けた今後の取り組みといたしまして、センターで提供する具体的な支援プログラムの検討、総合教育センターを初めとする子どもにかかわるさまざまな組織が適切な支援を提供できる連携の仕組みづくり、個別支援計画の作成・運用体制の一層の充実、そしてセンターに配置する専門職の確保について、先ほど申し上げました3つの組織でそれぞれ役割をしっかりと担いながら、検討・協議を重ねてまいりたいと思っております。以上でございます。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございます。やはりただいまの御答弁でも気になるのは、人と、そして内容でございます。特に、専門家によって構成された発達支援システム等検討協議会からの提言でありますことから、本市としてはそのことを真摯に受けとめるべきものと考えます。その反面、人材確保につきましては、行政改革や定員管理、こういことが推し進められている今日でございます。容易でないこと、このことは十分承知いたしております。その実現に向けては、全庁的な合意が必要である、このようにも思っております。

そこで、19名の専門職ということで数字が出ております。この19名の専門職と打ち出された人材確保についてでございますが、どのような御見解をお持ちなのかお伺いさせていただきます。

◎保健福祉部長(山下みち子君) 御質問の発達相談センターに必要な専門職種と、その人員につきましては、先ほど御答弁申し上げましたように専門委員で構成されました発達支援システム等検討協議会からの中間報告では、相談部門で9名、指導部門で10名、合計して19名と示されております。

これらの専門職の確保につきましては、基本的には、まず現在のひまわり学園に配置されている専門職について、その経験を生かすことや、また支援の継続性の面からも、発達相談センターへ移行してまいりたいと考えております。その上で、中間報告による専門職配置と、現在実際にひまわり学園に配置されている専門職を比較いたしますと、1つには、相談部門を担う者としてさまざまな機関との連携や医療、福祉サービスなど幅広い視点が求められる保健師、社会福祉士などが不足しているということ、もう1点は、子どもや御家族の心身の状況、行動、性格、適性など多面的な情報を客観的に把握する役割を担う臨床心理士などの心理判定員が不足しているところでございます。これらは、いずれも発達相談センターの中心的役割を担う重要な職種でありますことから、中間報告が示す理想形の専門職配置にできるだけ近づけることができるよう努力してまいりたいと考えております。

その具体的な確保策といたしましては、人材育成と新たな職員採用が考えられますが、人材育成には来年度の開設までに時間が不足しておりますし、また新規に専門資格を有する者を採用しても、いわゆる実践に即座に対応するというものもなかなか困難な側面があると思っております。いずれも長期的な視点においては必要なことだというふうには考えておりますけれども、一方で、現在の

職員の中から生み出す工夫もあるものと考えております。発達支援に関する知識や経験を持つ人材は、ひまわり学園だけではございませんので、教育・保育の分野や障害児支援施設などとの業務の調整の中で確保していくことも可能であると考えております。また、必要な専門職をすべて正規職員として確保するというだけでなく、嘱託あるいは非常勤などの雇用形態により、十分な知識、経験を有する人材を内外に広く求めて活用することも選択肢としてはあろうかと考えております。

いずれの方法にいたしましても、人材確保につきましては、庁内全体の職員定数管理の中で企画政策部や総務部を初め、全庁的な協議を十分に重ねながら進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。詳細にありがとうございます。19名の専門職の確保は、実現すれば、保護者等にとりましては大変喜ばしいこと、これは間違いございません。

しかし、私がここであえて述べさせていただきたいのは、決して私は19名に過度にこだわるものではございません。むしろ19名という人数、この数がひとり歩きしてしまうことのほうに私は不安を覚えております。あくまでも重要なことは人数ではない、これはもうわかっていることと思えますけれども、人数を集めるということが目的ではございません。それよりも、人数ではなくて人の充実、どれだけ人を充実させられるか、ここに基本を置いて、根本を置いて、開設に向けて今まで検討してくださっていると、このようにも思っております。また、人が充実していれば(仮称)発達相談センターは十分機能する、このように思います。センターはスタート時が大切でございます。センターの役割の一番は、やはり相談、また指導をセンターでされたこと、これが子どもたち、また保護者、いろいろな先生方等いらっしゃると思えますけれども、利用された方々が安心をする、そして相談、指導を受けたことが現実の生活の中に生かしていけること、ここが根本である、このように思っております。ぜひその点を念頭に置いていただきまして、先ほどの御答弁にございましたように全庁的な協議を十分に重ねていただきまして、開設に向けた準備を進めていただけますよう強くお願いをさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

この点につきましては、また次回に質問させていただきたいと思えます。ありがとうございました。次に、教育委員会への再質問に移らせていただきます。

先ほどの教育長の御答弁にもございましたように、新たな学習指導要領の適用は通常学級、特別支援学級といった枠組みを超えて、大きな変化をもたらしました。特に、授業時間数や教育内容の増加は、学校現場への影響は大変大きなものである、このように私はとらえております。事実、健常児を持つお母様方を含め、やはりかなり時間が、授業数、また勉強、ドリル等もかなりふえてきている、そういう中で落ちこぼれないかという、そのような不安も多々聞いております。しかし、要領は適用されて変わりましたけれども、子どもたちは変わってはいないんです。教育のシステムのみが変わった、こういうことだと思えます。

そこで、発達障害を含む特別支援教育全体について、本市はその充実についてどのような御見解をお持ちなのか伺います。

◎学校教育部長(押田俊介君) 特別支援教育の充実につきましてお答えをさせていただきたいと思えます。まず、学習指導要領が今年度から小学校は改訂されました。中学校は来年度からと、

先ほど教育長が答弁いたしました。

通常学級も含めまして、発達障害の児童・生徒への充実につきましては、まず個別の指導計画の有効活用と、また指導力を持った教員の配置と、主に2点であると考えております。

1つ目の個別の指導計画の有効活用につきましては、通常学級を含めた発達障害をお持ちの児童・生徒一人一人のニーズに応じたきめ細かな指導を行うために、個別の指導計画の作成しております。作成につきましては、各学校とも定着しつつありますけれども、活用という面では、まだまだ課題もあるところでございます。例えば、指導計画の作成におきましては、生活面や学習面についての児童・生徒一人一人に応じた具体的な目標を定め、保護者の皆様との連携を図りながら、日々の指導に役立たせ、積極的に活用していくように指導してまいりたいと考えております。また、就学前の施設から引き継ぎました児童につきましては、就学前から児童を見ている臨床心理士などから引き継いだ助言を受け、この児童に必要な指導を組み立てて個別の指導計画に反映させてまいりたいと考えております。

2点目でございますが、教員の資質と指導力の向上でございます。教育委員会指導課に特別支援教育の専門性を有した指導主事を配置し、各学校の教員へ具体的に指導をしておるところでございます。本市といたしましては、小中学校に設置される特別支援学級担当教員は、できる限り特別支援学校教諭の免許状を保有している者が適切であると考え、これまでも県に要望してまいりました。特別支援学校教員免許を保有していない教員につきましては、それぞれの研修をさらに充実させることで、その資質と指導力を高めているところでございます。また、言語、難聴、自閉症、情緒、知的など障害の種別ごとの研修が合計で年間11回、通常学級担任や特別支援教育コーディネーターに対する研修会を合計で年間8回開催するなど、研修の内容を充実させることにより教員の資質を高め、市全体の特別支援教育の向上に努めてまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございます。ただいま明言いただきました個別の指導計画の有効活用、そして指導力を持った教員配置、この2点を強調しておりましたが、この2点につきましては、ぜひ実現に向けて着実に進めていただきたいと思います。強く思っております。

繰り返し申し上げますが、人と内容が重要でございます。指導計画の有効活用は内容でございます。そして、教員の配置は人でございます。特に、有資格者の確保、研修による人材育成は、教員に限らず、すべての市民サービスに共通するテーマでございます。また、子どもの成長に待たはございません。発達障害のある子どもは、中学までの支援で大きく変わってくるとの指摘もなされております。また、本市の発達支援システム等検討協議会の委員の皆様からも、特に子どもの成長の中で教育の部分が大事である、教育のところでしっかりと子どもたちを担っていかなくてはいけないという、こういう御発言を何度も何度も目の当たりにしながら私は聞いてまいりました。そういう部分でも、ぜひその実現に向けて、教育委員会、学校現場の力を結集していただきまして御努力を重ねていただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、新たな学習指導要領の適用に伴う課題について、切り口を変えて再質問させていただきます。

先ほどの教育長の御答弁にもございましたように、新たな学習指導要領の適用は学校教育の現場に大きな変化をもたらしました。発達障害に限らず、発達において何らかの課題や悩みを持つ

子どもや保護者などは、学校教育はもちろん、学校教育以外にも相談等の窓口を求めるのは無理からぬことと考えます。つまり、総合教育センターの役割、これはさらに大きなものとなったと、このように言えるのではないのでしょうか。事実、保護者からは、次のような声もございます。今日まで教育現場における一番の問題として挙げられていること、これと何の変わりはありませんが、端的に言いますと、具体策が講じられないこと、そして相談の域から発展がない、この2点に絞られると私は受けとめております。

教育現場で先生方が研修等、お忙しい中で本当に一生懸命積み重ねてきてくださっております。現場の先生が一生懸命学んできたことやその御努力が、子どもたちの支援になかなか生かされていない、その成長に積み重なり、つながっていかないといった、こういうような不安、こういう不安を多くの保護者は常に抱えております。その不安は、高学年になればなるほど、そして中学生になりますと、ますます募ってまいります。そのような声は、何度も何度も申し上げてまいりましたが、いまだ後を絶つことがなく聞こえてまいります。

そういう中で、このたびの新たな学習指導要領が適用され、子どもたちの支援への影響、こういうものをさらに心配する声が多ならず広がっております。今まで私のもとに届いた悩み等も、今8年間続けさせていただいておりますけれども、これからさらにニーズも広がりまして、今特に中学生のお子さんを持つ御家庭、高校進学など進路問題を抱えております。お母様方は一生懸命、自分の子どもに合った学校を、伸ばしてもらえ、そういう自立に向けた、どこが適切なのか、そういうような思いを抱えながら、今必死に悩みながら行動しております。今後、発達障害児支援として進路問題、こういうものもセンターには大きな課題として求められていきますし、また受けとめていくべきであると考えます。今、教育現場では、行政や教育委員会が把握して考えている以上に先の見えない不安、また苦勞、困惑など、状況を抱え込んでいるんだという現状をいま一度認識する必要があると私は常々思っておりますし、今ここでそのことを申し述べさせていただきたいと思っております。

そこで、現在進行形であることは承知いたしておりますが、総合教育センターへの相談窓口の一元化の進捗状況について御説明お願いいたします。

◎学校教育部長(押田俊介君) 総合教育センターの相談窓口の一元化につきまして、お答えを申し上げます。本年4月から、総合教育センターの教育相談の窓口と、指導課で所掌しておりました特別支援教育に係る相談、これを一元化させていただきました。4月から5月末までに来所で相談された方々は454件ございました。これは、前年比較で約2倍の相談件数になっております。中でも、発達に関する相談が99件、不登校にかかわる相談235件に次ぐ多さになっております。ほかには、家庭教育等につきましての相談が多くなっております。

特に、これまで発達にかかわる相談につきましては、一元化されたことによりまして教育相談担当と特別支援教育の担当する指導主事と、すぐ近くにありますことから、連携が円滑になり、子ども一人一人に応じた具体的な対応策、方策をとともに考えることができっております。チームとして迅速な対応が図れるというふうになっております。相談にいらっしゃいます保護者の方からも、子どもに必要な指導と一緒に考えていただければ、今後もぜひお願いしたいと、そういった声も複数寄せられておるところでございます。

平成24年度から、この総合教育センターの相談窓口の一元化につきましては、条例改正等も含

めました完全実施に向け、小学校への巡回指導、相談窓口一元化に向けた実務者会議や発達支援サポートネットワーク会議などを通して、よりよい児童・生徒の育ちを支援するために、こども部や保健福祉部とより一層円滑な連携を目指してまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。相談窓口の一元化ですけれども、どこに相談したらよいのか迷ってしまう、そういうことがなくなり、市民にわかりやすいなど、さまざまな利点が挙げられます。しかし、その利点も、人と内容が充実していればこそでございます。

今求められていることは、目の前の子どもや保護者、その御家族、さらには現場の先生方、こういう方々が何に困り、何を必要としているのか、こういうことでありまして、相手に寄り添い、そして心の声に耳をしっかりと傾けていただく、こういうことであると思います。一人一人の切実な思いを聞いてあげる、わかってあげる、駆けつけてあげる、そして導いてあげる、これが重要でございます。ぜひ、教育センターに行けば頼れる人がいる、こういう安心感を与えていただきたいと強く願います。特に、先ほどの(仮称)発達相談センターとの役割の明確化、また連携などは、相談する側に安心と、そして信頼、こういうものをもたらすものでございます。

いずれにいたしましても、平成24年度には完全実施を行うと、このようなことでございます。ぜひその視点を忘れずに検討を重ねていただきたいと思います、このように強く要望しておきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、大きな質問の2番、人事管理と組織について再質問をさせていただきます。

先ほどの市長答弁では、人を中心とした人事や組織についての御見解を伺うことができまして、とても心強く感じております。これからは、これまでの検証と反省をもとに、宮本新市長のカラーを打ち出されることと思っておりますが、ぜひ人、具体的には職員ですね、職員がみずからキャリアデザインを思い描く、思い浮かべることができる職務と体制が調和した行政運営をお願いしたい、このように思っております。

そこで、先ほど24年4月に向けた新たな組織体制の構築を検討している、このような御答弁がございました。これは、来年度に機構改革を予定していると解釈してよろしいのでしょうか。また、そうであるならば、その主たる目的、そのことについてお伺いをさせていただきます。お願いいたします。

◎企画政策部長(鶴岡智君) はい。機構改革についての御質問にお答え申し上げます。行政組織の見直し、新たな組織体制の構築につきましては、常に時代の変化を敏感に受けとめ、市民サービスの向上を第一に考える中で、職員にとって働きやすく、それぞれの能力を十分に発揮することができる体制を整える必要があると、このように考えております。

また、組織体制の見直しについてでございますが、時期についてであります。職員の退職、採用、これも非常に重要な要素になってまいります。そうした中で、来年度、平成24年4月に向けて組織機構の見直しを実施しようと検討を進めているところでございます。現在は、5月に実施をいたしました各部の次長及び課長とのヒアリングをもとに改革原案の構築を進めている、このような状況でございます。したがって、素案としてお示しできる段階ではございませんが、昨年度からの継続的な課題であります保健福祉部における体制の見直しなどについては、取り組んでまいらなければならない、このように認識しているところであります。

いずれにいたしましても、限られた職員数でございます。行政の効率化及び行政課題への対応を踏まえた上で、職員一人一人がその能力が十分に発揮できる体制づくりに取り組んでまいりたいと考えております。いましばらく検討のお時間をちょうだいしたいと、このように考えているところでございます。以上でございます。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。このことは、限られた職員の中で、今後市民サービスをどうしていくのか、すべて市民サービスに直結することでございます。ですから、具体的な方向性、それが見えたら、ぜひ、素案の段階でも結構ですので、この議会の場において御説明をいただければと存じます。

それでは、人事管理と組織に係る最後の質問として、医療専門職の充実についてお伺いいたします。

保健師を初めとする医療専門職は、保健福祉行政の充実に重きを置いていた本市にとりまして、ほかの自治体に誇れる貴重な人材である、このように思います。この医療専門職をいかに活用していくのか、そして充実していくのか。これまで習志野市が歩んできた道のりを宮本市政がどのようにそれを継承していくのかが問われるところでございます。

そこで、この点について、現況を踏まえ、どのような御見解をお持ちなのかお聞かせ願います。

◎総務部長(志村豊君) はい。お答えをさせていただきます。先ほどからの小川議員の御質問の中に、人は大変重要な要素であるというお話がございました。私も、行政運営をしていく上には人というのが大変重要な要素であるというふうに思っております。その中でも、特に私は人と人の信頼関係が大変重要であるというふうに思っております。専門職と専門職あるいは専門職と一般職、そういう関係の中で、お互いが信頼を持って仕事に進んでいかなければ十分な仕事はできないと、こういうふうに思っております。

それでは、御質問にお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、医療専門職の今年度、23年4月1日現在の人数でございますけれども、総勢86名おります。内訳といたしましては、保健師が38名、看護師が10名、栄養士が27名、理学療法士が3名、作業療法士が1名、歯科衛生士が3名、そして言語聴覚士が4名というふうな内訳になっております。これらの主な配属先でございますけれども、保健福祉部におきましては、健康支援課、そして各ヘルスステーション、障害福祉課、総合福祉センターなどがございます。子ども部におきましては、子育て支援課、保育所、子ども園というふうになっております。教育委員会におきましては、学校教育課、小中学校、給食センターになっております。そして、私ども総務部におきましても、人事課のほうに配置をさせていただいているところでございます。これらの専門職の配置につきましては、当然にも本人からの自己申告を考慮させていただいております。そして、各部とのヒアリングを行う中で、必要に応じて配置をさせていただいております。

今後、専門職が最大限に生かせるようにするためにはどうするかということについては、さらなる努力をしてまいりたいと、このように考えております。医療専門職の専門力の向上、使命感の実現のためには、職員一人一人のキャリアデザインを描くようにすることが必要であるというふうに考えております。来年の24年4月の職員採用につきましては、今ほどの保健福祉部への御質問の中にもありましたように、機構改革の中で(仮称)発達相談センターの設置というふうな大きな新しい職場が生じてきますことから、これらを勘案をしながら採用について検討、協議を進めてまいりた

いと、こういうふうに考えております。医療専門職につきましては、多岐にわたる市民の皆様方からの相談、要望に対し適切に対応し、市民の皆様方が安心して相談できる体制づくりのためにも、その能力及び意欲を最大限生かす配置及び育成に取り組んでいくとともに、職員が生き生きとやりがいを持って働けるような職場づくりを行ってまいりたいと、このように考えております。以上です。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。

最後に、宮本市長、私はこれまで2期8年間、発達障害や医療専門職を初め、さまざまなテーマを持って本市の子育て支援のあり方に、時には提言を、また時には厳しく苦言を発してまいりました。そして、そのことを受けとめてか、確かにさまざまな施策が展開され、具現化されましたことは、素直に評価いたしております。また、感謝申し上げます。しかし、今日未達成、未着手のものがあることも否定できません。これは当然のこととも受けとめております。子どもは日々成長してまいります。この成長期の時間は大変貴重であり、取り戻すことはできません。保護者や家族、そして子どもの成長に携わる人々は、当然みずから努力すること、これは当然でございますし、当たり前のことである。しかしながら、行政に対しては、期待を抱きつつ待ち続けているのも事実でございます。

宮本市長は、市政運営に当たり、今最も必要なことは市民の皆様さまのさまざまな思いを謙虚に受けとめ、共感し、お互いの信頼関係を築き上げ、常に希望を抱きつつ前進していくことであると、御自身のお考えを示されました。私は、市長の目指す共感、信頼、希望の社会、この3つを持ち合わせたまちづくり、これは人の痛みに寄り添うという姿勢に立ってこそ実現ができると、このように考えます。また、市長もそのようなお心を持って進んでいこうと、このように思っていざやると受けとめさせていただきました。

上杉鷹山の経営学の中に、鷹山の改革が成功した要因について、著者である童門氏は、「人間の心の赤字を消したこと」本当に私はこの言葉にすごく共感したんですけれども、「人間の心の赤字を消したこと」これが一番であると挙げております。鷹山も本当に行革、今で言えば財政の本当に逼迫している中で改革をされた方でございますが、まずは人間の心の赤字を消していく、本当にそこであると感じております。財政赤字だけではなく国民の心の赤字をふやすようでは、一国のリーダーの資格はないと喝破いたしております。

行政運営、市民サービスは、つまるところ人と組織である、繰り返し繰り返しになりますが、本当にここが重要である。今、習志野市の将来を見据えた自主・自立の新しいまちづくりをまた目指しながら出発したわけでございますが、ぜひその点、お心に据えていただけたらと思っております。また、本市の将来へのさまざまな不安だとか、また困難な部分、また多くの課題が山積みになっている、これも本当に事実でございます。ぜひ市民の心情を御理解いただきながら、子育て支援、また高齢者支援、また災害の部分、防災等、さまざまな御支援がございしますが、命を守る、そして支え合いのまちづくり、こういう実現を目指し、御尽力をいただきたい、このように思っております。まだ私の時間があと少し、若干あるんですけれども、ぜひ何か市長のほうからございましたら、一言いただけたらと思っておりますが、いかがでしょうか。

◎市長(宮本泰介君) はい。本日も小川利枝子議員から、大変、発達障害に関する質問ということで、熱い訴えを聞かせていただきました。私も、先ほど来言っているように12年間議員として

小川議員とともにしてきたわけでございますけれども、改めまして市長となりまして、発達相談のあり方について非常に心を改めました。

まず、相談に関しては、非常にやはり私、大事なものは、特に障害をお持ちの皆様の相談に配慮するためには、まず親御さんの不安をしっかりと払拭すること、それと、もう一つは親の子どもに対する希望、これをしっかりとかなえるような相談体制、支援体制でなければならない。これは私の実感も含めて、非常に感じていることであります。

そして、職員配置の話、勤務体制の話がありましたけれども、今、非常に私の感想として、市民のニーズというものが複雑、そして多様化してきている。これは情報もそのような形であるからであるという認識でありますけれども、このことに対して行政がしっかりとこたえていかなければならない。もちろん、伝統的にあるべき姿というものはもちろんあるのかもしれませんが。しかしながら、現状にしっかりと市民の声を聞いて柔軟に対応していくこと、これが必要であるというふうに思っている中で、行政の組織というのは非常に縦割り化というものが言われておりますけれども、私は今度の改革の中では横断的な機能というものをきちっと市民の皆さんにお示していこうと、このような取り組みでまいりたいというふうに考えております。そして、そうすることによって働く職員が自分の職責というものを十分に理解し、あるいは専門分野をフルに発揮していただく中で、職員が生き生きとして仕事ができる環境、これをしっかりと整えなければならないのかなと、このように思っております。職員が生き生きとすることで市民の皆さんに与える安心、これをしっかりと与えられるのかなと、このように信じておりますし、また職員というものは常に市民のお手本となって、市民の皆さんにいろいろなものを提示しなければならない立場である以上、職員の皆さんが生き生きとして自信を持って仕事をしていただくことが重要だなと、このように思っております。

私も上杉鷹山の本はしっかりと読ませていただく中で、本当にまさしく時代に合った、市民の心、これがしっかりと満たされるまちづくりを心がけてまいりたい、このように思っております。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございます。今の市長の御決意を伺わせていただきまして、希望を持ちました。そして、私も職員が生き生きする、これによって市民サービスにつながっていく、このことを訴えさせていただいてきたつもりでございます。本当にその思いで今までも頑張ってきてくださっておりますが、さらなる、またその部分での御努力、重ねていただけたらと思っております。

ありがとうございました。以上で私の一般質問を終わります。